奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第四十八号

奈良県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五万円」を「二万円」に改める。

第四条第一項中「二十五万円」を「二十八万円」に改める。

第十条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条第一項中「年度」を「、年度」に改め、「以内に」の下に「、領収書の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、別に定める様式による支払証明書）及び議長が別に定める書類（以下「領収書等」と総称する。）を添えて、」を加え、同条第二項中「消滅した日の翌日」を「、同日の翌日」に改め、「以内に」の下に「、領収書等を添えて、」を加え、同条第三項中「かかわらず、」の下に「当該」を加え、「議員でなくなった日の翌日」を「、同日の翌日」に改め、「以内に」の下に「、領収書等を添えて、」を加える。

第十一条中「前条」を「前条各項」に改め、「収支報告書」の下に「及び領収書等」を加える。

第十三条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「収支報告書」の下に「及び領収書等」を加え、同条第二項中「収支報告書」の下に「及び領収書等（奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）第七条に規定する不開示情報が記載された部分を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の奈良県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定をする政務調査費について適用し、同日前に交付の決定をした政務調査費については、なお従前の例による。